

令和3年4月

院外処方せん応需保険薬局 各位

院外処方せん一般名処方へ移行のお知らせ

国立大学法人 三重大学医学部附属病院
薬剤部長・教授 岩本 卓也

平素は、当院の診療および医薬品の適正かつ安全な使用にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当院ではこれまで一般名処方に関しては処方医師による選択制を採用して参りましたが、このたび下記の要領にて一般名による記載を標準といたします。

なお、平成 24(2012)年に通知のとおり、当院の院外処方せんにより調剤した医薬品の銘柄に係る情報提供は不要です。ただし、患者さんにお渡しするお薬手帳や薬剤情報提供書には、銘柄を明記くださいますようお願い申し上げます。

記

【開始日】 令和 3(2021)年 4 月 15 日(木)

【対象品目】 厚生労働省が公開の「処方箋に記載する一般名処方の標準的な記載(一般名処方マスタ)」に記載のある医薬品。ただし、当院の薬事審議委員会にて定めた品目を除く

ご不明な点、不具合等ございましたら、薬剤部 副薬剤部長 向原(直通 059-231-5463)までお願いいたします。

以上